



2021年4月26日

各位

会社名 パ ス 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 堀 主知ロバート
(コード番号：3840 東証第二部)
問合せ先 管理本部長 塚田 岳士
T E L 03-6823-6664 (代表)

(訂正)「第三者割当による第11回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

2021年4月21日に公表いたしました「第三者割当による第11回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

1. 訂正の理由

「第三者割当による第11回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがあったため、訂正いたします。

2. 訂正内容

(訂正前)

6. 割当予定先の選定理由等

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

HM社より、本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨及び必要となる資金も確保されている旨、並びに本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨について、HM社の代表取締役及び杉原氏より口頭で表明を得ております。当社は、同社の2021年4月1日付銀行残高証明書の写真及び2021年3月31日付証券口座残高明細書の写真を受領し、同社による本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に係る払込みについて、特段の支障がないことを確認しております。また、上記の資金には、当社は、HM社が、杉原氏より借入れた資金が含まれていることを、HM社から提出を受けたHM社と杉原氏との間の極度貸付契約書(極度貸付額：20億円、借入期間：2029年12月31日まで、無利息、無担保、無保証)の写真により確認しております。なお、杉原氏における原資については、同氏がこれまでに役員報酬等により稼得したものであることを杉原氏より口頭で確認しております。なお、割当先においては、届出書提出時点にて、本新株予約権の払込みに必要な資金が確保されている一方で、行使に必要な資金全額が確保されておきませんが、本新株予約権に関して複数回にわたって行使を行い、行使によって取得した株式の売却代金を次の行使資金に充当することを前提としております。

(別紙)

パス株式会社第 11 回新株予約権
発行要項

(中略)

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(訂正後)

6. 割当予定先の選定理由等

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

HM 社より、本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨及び必要となる資金も確保されている旨、並びに本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨について、HM 社の代表取締役及び杉原氏より口頭で表明を得ております。当社は、同社の 2021 年 4 月 1 日付銀行残高証明書の写し及び 2021 年 3 月 31 日付証券口座残高明細書の写しを受領し、同社による本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に係る払込みについて、特段の支障がないことを確認しております。また、上記の資金には、当社は、HM 社が、杉原氏より借入れた資金が含まれていることを、HM 社から提出を受けた HM 社と杉原氏との極度貸付契約書（極度貸付額：20 億円、借入期間：2029 年 12 月 31 日まで、無利息、無担保、無保証）の写しにより確認しております。また、当社としては、HM 社から直前事業年度末である 2020 年 9 月期の確定申告書の写しを受領し、2020 年 9 月 30 日時点において杉原氏からの借入残高が 10 億 1500 万円であることも確認しております。なお、杉原氏における原資については、同氏がこれまでに役員報酬等により稼得したものであることを杉原氏より口頭で確認しております。なお、割当先においては、届出書提出時点にて、本新株予約権の払込みに必要な資金が確保されている一方で、行使に必要な資金全額が確保されておりませんが、本新株予約権に関して複数回にわたって行使を行い、行使によって取得した株式の売却代金を次回の行使資金に充当することを前提としております。

(別紙)

パス株式会社第 11 回新株予約権
発行要項

(中略)

20. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上